

四万十町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年

(令和4年12月変更)

高知県四万十町

目 次

1	基本的な事項.....	4
(1)	町の概況.....	4
①	自然的条件	4
②	歴史的条件	4
③	社会的条件	4
④	産業構造の変化と社会経済的発展の方向.....	4
⑤	過疎の状況	5
(2)	人口及び産業の推移と動向.....	5
①	人口の推移	5
②	産業の推移と動向	8
(3)	行財政の状況.....	9
(4)	地域の持続的発展のための基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合.....	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	14
(1)	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針.....	14
①	移住・定住・地域間交流の促進	14
②	人材育成の方針	14
(2)	現況と問題点	14
①	移住・定住	14
②	地域間交流	14
③	人材育成.....	14
(3)	その対策.....	15
①	移住・定住	15
②	地域間交流	15
③	人材育成.....	15
(4)	計画.....	16
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	16
3	産業の振興	17
(1)	産業振興の方針.....	17
(2)	現況と問題点	17
①	農業.....	17
②	林業	17
③	水産業.....	18
④	工業	18
⑤	商業	18
⑥	観光	19
(3)	その対策.....	19
①	農業	19
②	林業	21
③	水産業.....	21
④	工業	21

⑤ 商業.....	22
⑥ 観光.....	22
(4) 計画.....	22
(5) 産業振興促進事項.....	26
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	26
4 地域における情報化	27
(1) 地域における情報化の方針	27
(2) 現況と問題点	27
(3) その対策.....	27
(4) 計画.....	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	28
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	29
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針.....	29
(2) 現況と問題点.....	29
(3) その対策.....	29
(4) 計画	29
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	30
6 生活環境の整備	31
(1) 生活環境の整備の方針	31
(2) 現況と問題点.....	31
① 水道施設.....	31
② 下水処理施設.....	31
③ 廃棄物処理施設.....	31
④ 火葬場.....	31
⑤ 消防・防災	32
⑥ 公営住宅.....	32
⑦ その他.....	32
(3) その対策.....	32
① 水道施設	32
② 下水処理施設	32
③ 廃棄物処理施設	32
④ 火葬場.....	33
⑤ 消防・防災	33
⑥ 公営住宅.....	33
⑦ その他.....	33
(4) 計画.....	33
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	34
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	35
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	35
① 子育て環境の方針	35
② 高齢者福祉の方針	35
③ 障害者福祉の方針	35
(2) 現況と問題点	35
① 子育て環境.....	35
② 高齢者福祉	35
③ 健康づくり	36
④ 障害者福祉	36

(3) その対策.....	36
① 子育て環境	36
② 高齢者福祉	36
③ 健康づくり	36
④ 障害者福祉	36
(4) 計画	37
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	38
8 医療の確保	39
(1) 医療の確保の方針	39
(2) 現況と問題点.....	39
(3) その対策	39
(4) 計画	39
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	39
9 教育の振興	41
(1) 教育の振興の方針	41
(2) 現況と問題点.....	41
① 学校教育	41
② 社会教育	41
(3) その対策	41
① 学校教育	41
② 社会教育	42
(4) 計画	42
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	45
10 集落の整備.....	46
(1) 集落の整備の方針.....	46
(2) 現況と問題点	46
(3) その対策.....	46
(4) 計画	46
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	46
11 地域文化の振興等.....	48
(1) 地域文化の振興等の方針.....	48
(2) 現況と問題点	48
(3) その対策.....	48
(4) 計画.....	48
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進	50
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	50
(2) 現況と問題点.....	50
(3) その対策.....	50
(4) 計画.....	50
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
〔添付〕事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分	51

1 基本的な事項

(1) 町の概況

① 自然的条件

本町は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域に位置し、東西約 43.7km、南北約 26.5km、総面積は約 642.28 km²(高知県の面積の約 9%)あり、町の東南部は土佐湾に面しています。

また、本町の東部に位置する窪川地域は、標高 230mの高南台地にあり、約 1,900ha の農地が広がっています。窪川地域から四万十川下流域に位置する中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梶原川沿いに点在しています。

地形には山地、台地、河岸段丘、河川、平地、海岸、海といった多様性がみられ、土壌は西南日本外帯の四万十帯、大正亜帯に属する地質区であり、この地質区は、主に堆積岩からできており、高知県下の四万十帯の北帯の南半部を占める地質体を構成しています。

② 歴史的条件

本町は、平成 18 年 3 月 20 日に、窪川町、大正町、十和村の 2 町 1 村が合併して誕生しました。

旧窪川町は、戦国時代は仁井田郷と呼ばれ、窪川氏ら 5 氏が統治していました。その後、長宗我部氏ら 3 氏が治め、藩政時代には窪川山内氏が統治しました。明治 22 年の町村制施行により、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津(後に興津)の各村となりました。その後、窪川村は大正 15 年に町制を施行し、昭和 30 年に窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の 4 村の合併により窪川町となりました。

旧大正町と旧十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

旧大正町は、明治 4 年に 18 区に分けられ、同 22 年の町村制施行で東上山村となり、大正 3 年には大正村に改称、昭和 22 年から町制を施行しました。

旧十和村は、昭和 32 年に十川村と昭和村の合併により誕生しました。旧十川村は、大野、川口など 7 村で十川郷と称していましたが、明治 22 年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷(旧大正町を含む)と呼ばれていましたが、同じく町村制施行で里川、浦越など 11 村が西上山村に、西上山村は更に昭和 3 年に昭和村へと改称しています。

③ 社会的条件

本町は、高知県の西南部に位置し、町の東南部は土佐湾に面し、北部は愛媛県との県境に接しています。

交通面では、本町と高知市・高松市を結ぶJR土讃線、愛媛県南部の中心都市である宇和島市を結ぶJR予土線、四万十市・宿毛市を結ぶ土佐くろしお鉄道中村宿毛線の 3 つの路線の起終点駅を有し、また、国道 56 号、381 号、439 号の路線が走る交通の要衝にあります。

④ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向

本町の平成 27 年の就業人口は 9,044 人で、平成 17 年に比べて 1,107 人(10.9%)減少しています。また、平成 27 年の産業別就業人口は、第一次産業 2,878 人(31.8%)、第二次産業 1,465 人(16.2%)、第三次産業 4,669 人(51.6%)となっており、各地域で多少の産業構造の違いはありますが、いずれも小規模経営が多くなっています。

特に林野率の高い大正地域及び十和地域においては、零細な農林複合経営が中心の典型的な山村経済の構造を持っています。

これらの様々な課題を抱えながら、ビジネスや地域の元気づくりといったチャンスを生かしていくため、その仕組みづくりや人材育成など、今後の自立促進にはまだまだ高いハードル

が存在しています。

近年の社会経済状況の中で、本町の過疎の実態を正確に認識しながら、従来の対策の成果を評価し総合的な観点に立って柔軟で的確な対応を図る必要があります。

また、国や県とも連携を図りながら、行政主導ではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本に、コミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進する必要があります。

⑤ 過疎の状況

本町では、これまで約半世紀にわたる総合的な過疎対策事業を積極的に進めてきた結果、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本町の人口は、昭和 40 年から昭和 45 年の 13.3%の減少を最高に、昭和 35 年から昭和 50 年までの 15 年間に 30.1%と急激に減少し、昭和 50 年からは減少率が鈍化しましたが、昭和 60 年から平成 2 年までに 5.4%、平成 2 年から平成 7 年までに 4.7%、平成 7 年から平成 12 年までに 5.4%、平成 12 年から平成 17 年までに 6.0%、平成 17 年から平成 22 年までに 8.7%、平成 22 年から平成 27 年までに 7.5%とその後も減少が続いています。

今後も、人口減少、少子高齢化の著しい進行が予測され、衰退化していく集落等をいかに維持・再生していくのが課題となります。

住民が安心して健やかな生活を送ることのできる地域社会の実現を目指して、住民と行政が一体となって知恵を出し合い、課題の解決に向けて取り組むことが重要であり、各地域の特性を活用した施策が求められます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

昭和 35 年に 38,584 人であった本町の総人口は、現在に至るまで減少を続け、平成 27 年には 17,325 人となっており、この 60 年間で 55.1%の減少となっています。

また、高齢化率は昭和 35 年の 8.4%に対し、平成 27 年には 42.3%に増加しています。それに対して若年者人口比率は、昭和 35 年の 20.1%に対し、平成 27 年には 8.1%と減少しています。

今後も人口減少が予測されるため、若年層の定住促進や少子高齢化への対応が課題となります。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 38,584		人 33,520	% △13.1	人 29,062	% △13.3	人 26,969	% △7.2
0 歳～14 歳	12,948		9,643	△25.5	7,121	△26.2	5,869	△17.6
15 歳～64 歳	22,380		20,323	△9.2	18,139	△10.7	17,078	△5.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	7,771		6,180	△20.5	4,953	△19.9	4,422	△10.7
65 歳以上 (b)	3,256		3,554	9.2	3,802	7.0	4,022	5.8
(a)/総数 若年者比率	% 20.1		% 18.4	—	% 17.0	—	% 16.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.4		% 10.6	—	% 13.1	—	% 14.9	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 26,438	% △2.0	人 25,622	% △3.1	人 24,226	% △5.4	人 23,081	% △4.7
0 歳～14 歳	5,219	△11.1	4,893	△6.2	4,127	△15.7	3,466	△16.0
15 歳～64 歳	16,848	△1.3	16,001	△5.0	14,648	△8.5	13,484	△7.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,158	△6.0	3,438	△17.3	2,858	△16.9	2,660	△6.9
65 歳以上 (b)	4,371	8.7	4,728	8.2	5,451	15.3	6,131	12.5
(a)/総数 若年者比率	% 15.7	—	% 13.4	—	% 11.8	—	% 11.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.5	—	% 18.5	—	% 22.5	—	% 26.6	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,844	% △5.4	人 20,527	% △6.0	人 18,733	% △8.7	人 17,325	% △7.5
0 歳～14 歳	2,911	△16.0	2,452	△15.8	2,050	△16.4	1,739	△15.2
15 歳～64 歳	12,038	△10.7	10,884	△9.6	9,470	△13.0	8,224	△13.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,530	△4.9	2,141	△15.4	1,612	△24.7	1,409	△12.6
65 歳以上 (b)	6,895	12.5	7,191	4.3	7,209	0.2	7,323	1.6
(a)/総数 若年者比率	% 11.6	—	% 10.4	—	% 8.6	—	% 8.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 31.6	—	% 35.0	—	% 38.5	—	% 42.2	—

表 1-1 (2) 人口の見通し（四万十町人口ビジョン）

区 分	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総 数	人 14,469	% △7.9	人 12,410	% △7.2	人 12,410	% △7.2	人 11,545	% △7.0
0 歳～14 歳	1,341	△8.7	1,265	△0.5	1,265	△0.5	1,291	2.1
15 歳～64 歳	6,213	△11.0	5,320	△6.4	5,320	△6.4	4,863	△8.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,452	1,195	△11.0	1,195	1,195	△11.0	1,107	△7.4
65 歳以上 (b)	6,915	△4.8	5,825	△9.3	5,825	△9.3	5,391	△7.5
(a)/総数 若年者比率	% 10.0	—	% 9.6	—	% 9.6	—	% 9.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 47.8	—	% 46.9	—	% 46.9	—	% 46.7	—

区 分	令和 27 年		令和 32 年		令和 37 年		令和 42 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	増減率	推計値	増減率	推計値
総 数	人 10,727	% △7.1	人 9,994	% △6.8	人 9,356	% △6.4	人 8,831	% △5.6
0 歳～14 歳	1,297	0.5	1,262	△2.7	1,188	△5.9	1,128	△5.1
15 歳～64 歳	4,537	△6.7	4,335	△4.5	4,266	△1.6	4,193	△1.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,055	△4.7	1,051	△0.4	1,071	1.9	1,075	0.4
65 歳以上 (b)	4,893	△9.2	4,397	△10.1	3,902	△11.3	3,510	△10.0
(a)/総数 若年者比率	% 9.8	—	% 10.5	—	% 11.4	—	% 12.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 45.6	—	% 44.0	—	% 41.7	—	% 39.7	—

② 産業の推移と動向

古くから農林水産業を中心として発展してきた本町は、昭和 35 年には第一次産業の就業人口比率も 6 割を超えていましたが、国際情勢や国内経済の変動を受けて、第一次産業を取り巻く状況が次第に厳しくなったことにより就業者数も徐々に減少し、平成 2 年以降は約 3 割となり、就業者の高齢化も課題となっています。

今後もこれまでに引き続き、多様化する消費者ニーズに対応した生産体制の強化とともに、地域で生産される様々な農林水産物を活用した第一次産業の六次産業化の推進による雇用の確保に向けた取り組みが求められます。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,254	人 16,358	% △15.0	人 15,692	% △4.1	人 14,151	% △9.8
第一次産業 就業人口比率	% 66.6	% 61.0	—	% 57.4	—	% 50.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.6	% 12.5	—	% 11.6	—	% 15.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.8	% 26.5	—	% 31.0	—	% 33.6	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,029	% △0.9	人 13,249	% △5.6	人 12,803	% △3.4	人 12,402	% △3.1
第一次産業 就業人口比率	% 42.2	—	% 37.4	—	% 33.3	—	% 31.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.5	—	% 23.0	—	% 25.9	—	% 24.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.3	—	% 39.5	—	% 40.8	—	% 43.8	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,142	% △10.2	人 10,151	% △8.9	人 9,207	% △9.3	人 9,012	% △2.1
第一次産業 就業人口比率	% 29.2	—	% 29.1	—	% 31.7	—	% 31.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 23.8	—	% 21.1	—	% 17.4	—	% 16.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 47.0	—	% 49.7	—	% 50.5	—	% 51.6	—

(3) 行財政の状況

本町の行財政の状況は、人口減少・少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や、生産活動に従事する年齢人口の減少による税収の減少等もあいまって、将来的には一層厳しい状況になることが予測されます。

このため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点での更新や、統廃合、長寿命化を計画的に行うことで財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、限られた財源を有効に活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、町民と行政が協力・連携し、効果的かつ効率的な行財政運営に努めることが求められます。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	15,789,247	17,484,070	16,708,259	17,448,215
一 般 財 源	10,404,127	9,211,285	11,309,952	11,718,608
国 庫 支 出 金	997,807	3,118,607	1,518,259	1,570,541
都道府県支出金	1,532,414	1,721,622	1,605,288	1,643,442
地 方 債	1,762,609	2,307,800	1,816,600	2,023,100
うち過疎債	552,000	556,600	867,600	1,037,100
そ の 他	1,092,290	1,124,756	458,160	492,524
歳 出 総 額 B	15,449,182	16,683,523	16,043,358	16,836,081
義 務 的 経 費	7,029,204	6,089,141	5,764,937	5,648,285
投 資 的 経 費	4,116,355	5,123,960	3,150,342	3,526,954
うち普通建設事業	3,602,973	4,687,223	2,529,677	3,218,939
そ の 他	4,303,623	5,470,422	7,128,079	7,660,842
過疎対策事業費	2,436,068	4,399,532	3,385,500	3,595,367
歳入歳出差引額 C (A-B)	340,065	800,547	664,901	612,134
翌年度へ繰越すべき財源 D	179,468	164,504	223,613	132,963
実質収支 C-D	160,597	636,043	441,288	479,171
財政力指数	〔旧窪川町〕 0.244 〔旧大正町〕 0.148 〔旧十和村〕 0.108	0.23	0.21	0.22
公債費負担比率	〔旧窪川町〕 26.1 〔旧大正町〕 32.2 〔旧十和村〕 22.2	21.2	19.1	17.9
実質公債費比率	〔旧窪川町〕 - 〔旧大正町〕 - 〔旧十和村〕 -	14.0	8.3	7.2
起債制限比率	〔旧窪川町〕 11.9 〔旧大正町〕 12.9 〔旧十和村〕 9.9	11.2	6.4	5.4
経常収支比率	〔旧窪川町〕 87.3 〔旧大正町〕 82.0 〔旧十和村〕 76.4	83.4	84.8	92.9
将来負担比率	-	54.8	△2.2	△57.2
地方債現在高	22,235,584	19,628,306	20,723,002	18,567,369

※出典：地方財政状況調査

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	〔旧窪川町〕	4.9	24.8	38.4	38.1	40.4
	〔旧大正町〕	—	5.2	13.9		
	〔旧十和村〕	26.6	12.2	12.8		
舗 装 率 (%)	〔旧窪川町〕	3.3	51.8	71.6	71.3	75.3
	〔旧大正町〕	1.1	65.8	61.5		
	〔旧十和村〕	1.2	25.7	53.4		
農 道						
延 長 (m)	〔旧窪川町〕	—	—	—	200,991	188,911
	〔旧大正町〕	—	—	—		
	〔旧十和村〕	—	—	—		
耕地 1ha 当たり	〔旧窪川町〕	139.0	148.0	146.0	—	—
農道延長 (m)	〔旧大正町〕	27.3	26.7	20.9		
	〔旧十和村〕	26.7	48.3	29.8		
林 道						
延 長 (m)	〔旧窪川町〕	—	—	—	105,506	89,487
	〔旧大正町〕	—	—	—		
	〔旧十和村〕	—	—	—		
林野 1a 当たり	〔旧窪川町〕	5.0	5.0	6.9	—	—
林道延長 (m)	〔旧大正町〕	2.9	2.2	2.0		
	〔旧十和村〕	6.3	5.1	6.7		
水 道 普 及 率 (%)	〔旧窪川町〕	35.2	58.0	79.5	97.1	99.0
	〔旧大正町〕	20.5	43.5	61.5		
	〔旧十和村〕	53.6	69.6	73.9		
水 洗 化 率 (%)	〔旧窪川町〕	—	—	—	37.0	60.0
	〔旧大正町〕	—	0.9	5.3		
	〔旧十和村〕	—	—	—		
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	〔旧窪川町〕	13.0	15.0	17.0	15.7	15.3
	〔旧大正町〕	3.2	4.7	4.7		
	〔旧十和村〕	3.2	1.8	3.0		

※出典：公共施設状況調査他

(4) 地域の持続的発展のための基本方針

本町は、平成 29 年 3 月に策定した第 2 次四万十町総合振興計画のもと、町村合併により大幅に拡大した町域と多様性を活用し、「山・川・海 自然が人が元気です 四万十町」をキャッチフレーズに自律と共生のまちづくりを推進しています。

新町としての創成期であったこれまでの間、厳しい財政状況の中、持続可能なまちづくりを目指して公共政策の再構築を図りつつ各種事業を実施してきました。

しかしながら、人口減少による地場産業の衰退や地域活力の低下など一層深刻なものとなり、依然として過疎化が進行しています。

このような状況の中、本町が目指すべきまちづくりについては、総合振興計画に掲げる 3 つの基本方針に基づき、実現に向けた取り組みとともに、人口減少の克服と地方創生の推進に係る戦略プランとして策定した第 2 期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも一体的に取り組み

を推進していきます。

【第2次四万十町総合振興計画に掲げる3つの基本方針】

- ① 挑戦し続ける産業づくり
- ② 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
- ③ 日本が誇る四万十川流域の環境づくり

今回策定する四万十町過疎地域持続的発展計画においては、①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、②産業の振興、③地域における情報化、④交通施設の整備、交通手段の確保、⑤生活環境の整備、⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑦医療の確保、⑧教育の振興、⑨集落の整備、⑩地域文化の振興等、⑪再生可能エネルギーの利用の推進の11の項目を柱として、過疎地域である本町の実情や新たな動きに対応するための取り組みの推進を図ります。

また、高知県は「産業をつくる」「生活を守る」を中山間地域の総合対策の柱に掲げており、本町においても、これらのトータルプランである高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、各種計画との整合性を図りつつ過疎地域の持続的発展に向けた取り組みを推進していきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の現状や課題等を踏まえ、まちの将来像を実現していくための3つの基本方針に基づく8つの政策目標を基本目標とし、実現をめざします。

【政策目標】

- ① 特色ある農林水産業を生かすまち
- ② 新たな地域ブランドで活力あるまち
- ③ 本物のおもてなしがあるまち
- ④ まちの将来を担う人を育むまち
- ⑤ 生きがい・誇りを持てるまち
- ⑥ 元気で安心して暮らせるまち
- ⑦ 広大な自然環境と共生するまち
- ⑧ 安全で快適な暮らしができるまち

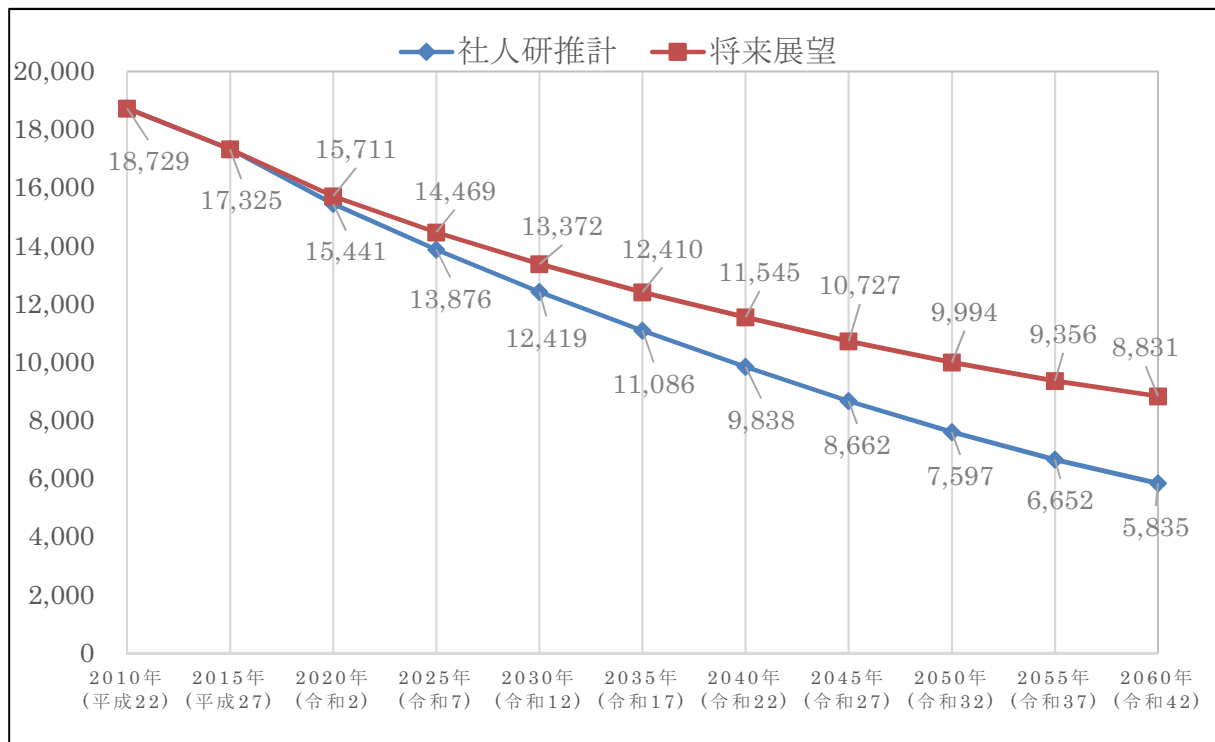
◆人口の将来展望

本町の将来人口については、人口動向の分析による複数パターンの推計に基づき策定した「四万十町人口ビジョン」の将来展望を目標として定めます。

国勢調査人口をベースとした国立社会保障・人口問題研究所(略称:社人研)の推計方法に準じた推計人口と、本町の目標人口を下記のグラフに示します。

本計画の目標年度である2026(令和8)年には、全国的な人口減少傾向が進む中で14,000人台を維持することを目標としています。また、四万十町人口ビジョンでは、2060(令和42)年に約9,000人の人口を維持することを目標としています。

四万十町人口ビジョンにおける総人口の将来展望



① 人口に関する目標

目標人口：令和7年度 14,469人
(平成27年国勢調査 17,325人)

② 人口の将来展望

国や県の人口の将来展望を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ、次のとおり人口推移を仮定し、目標とする人口を定める。

人口の推移の設定条件

1	合計特殊出生率が2040年までに2.18に上昇
2	年間20組(40人)が移住
3	若年層の転出超過人口を2030年までに3割抑制

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、総合振興計画審議会の外部委員において毎年行うものとし、評価結果についてはホームページで公表するものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設と土木系公共施設（インフラ系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

① 移住・定住・地域間交流の促進

本町が目指す人口の将来展望を実現するためには、特に社会動態による人口減少の抑制と定住対策に取り組む必要があり、「これからも住み続けたい」「住んでみたい」と思われるまちづくりに向け、「くらしやすい四万十町」にさらなる磨きをかけ、人口の転出超過の改善を図る施策を強化していきます。また、清流四万十川の自然環境の恵みを後世に継承し、自然環境との調和を考慮した生活環境づくりや観光資源を生かした戦略的な交流人口の拡大を図り、地域経済への波及と移住・定住促進につながる一連の対策を講じていきます。

② 人材育成の方針

本町では、人口減少社会においても希望あふれる町の実現に向け、町の人材育成方針である「四万十町人づくり戦略」のもと、保・小・中・高、地域や産業など、各分野が連携した総合的な推進体制と新たな仕組みづくりの構築を目指します。

特に、今後のまちづくりを進めるにあたり、郷土に対する誇りや愛着（シビックプライド）をもち高い志を持って行動できる人材や、現在及び未来を元気にする人材の育成を戦略的に推進していきます。

(2) 現況と問題点

① 移住・定住

本町の人口は、1955年（昭和30年）には4万人を超えていましたが、2015年（平成27年）の国勢調査の結果では17,325人と大幅に減少しました。社人研の推計では2040年（平成52年）には10,000人を割り込み、2060年（平成72年）には5,800人台まで減少する見込みとなっています。人口減少が町民生活や町行政に与える影響は非常に大きく、大きな問題となっています。人口移動（国勢調査ベース）を分析すると、男女ともに、10～14歳から15～19歳になるとき、及び15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっており、高校や大学への進学に伴う転出の影響が考えられています。

一方で、大学卒業後のUターン就職に伴う転入については、20～24歳から25～29歳になる男性のみ若干の転入超過が見られますが、それ以外の年齢層では、男性・女性ともに40代後半まで転出超過となっています。自然増減では、高齢化率が40%を超えており、超高齢社会とされる基準の2倍近い数値となっていることもあり、出生数を死亡数が大幅に上回り毎年200～300人の自然減少となっています。また、出産をする可能性が高い20～39歳までの女性人口も大幅に減少している状況となっています。

② 地域間交流

交通の利便性が進み地域間の移動時間が短縮されてきたことで、グループ間や地域間における新たな交流が生まれるなど地域間等における交流へのニーズが増加しています。

このため、地域間交流に取り組むことで、本町の観光や地域特産品の情報を発信するとともに、交流先の良さを実感し新たな産業の振興等につなげていく必要があります。

また、四万十川というブランドを活用し、流域市町が協力して滞在型のメニューづくりや広報活動を行っていく必要があります。

③ 人材育成

県内はもとより全国的にも人口減少が続く中、本町においても過疎・少子化による人口減少が著しく、その影響により一次・二次・三次産業のそれぞれの分野で人材不足・人材確保が課題となっており、特に医療・介護分野での人材不足が喫緊の課題となっています。また高齢化の影響により、町内各集落の持続・維持も困難になっていることから、地域や集落を担

う人材の育成も早急に進める必要があります。さらに、教育分野においても町の最高学府である県立高校2校の入学者数の減少が続き、その存続も危ぶまれています。このため、町内の子どもたちをはじめとする町民の学ぶ意欲を保证するためには、各世代や分野における学ぶ場や学習・交流の機会を確保していく必要があります。

(3) その対策

① 移住・定住

ライフステージに対応したきめ細かな転出抑制・転入促進の施策を実施します。若年層の転出超過が著しい四万十町の実態を踏まえ、進学・就職・結婚という3つの転出機会をターゲットとした転出抑制策に取り組みます。30代・40代の働き盛りの世代に対しては、住む場・働く場の環境整備に取り組み、移住・定住を促進するとともに、将来的な中・高年齢層のふるさと回帰(Uターン)を狙って、出身者や町にゆかりのある人々との「つながり」づくりに継続的に取り組みます。加えて、首都圏等でのイベントの開催を通じて賑わいをつくるとともに、将来的な移住を狙った「四万十町ファン」の獲得を目指していきます。また、ふるさと教育を推進することにより郷土愛を育み、将来的なUターンに繋がる取組を推進していきます。

広報戦略や各種イベント事業の実施により、交流人口の拡大を目指します。交流人口を拡大することで、将来的な四万十町への移住に向けた裾野の拡大を図ります。また、移住までには至らないまでも、様々な形で地域や地域の人々に関わり、課題の解決の助力となってくれる関係人口の拡大にも努めます。

② 地域間交流

四万十川等の全国に誇れる豊かな自然資源を活用した観光客の誘致、地域特産品の情報発信や販売、地域起こしの「人づくり」など、地域経済の活性化等を図るための地域間交流を推進します。

また、体験型交流を図ることのできるプログラムの開発と住民主体の体制づくりを進めるため、滞在型市民農園等の交流拠点施設の追加整備や、廃校施設等の地域の資源を有効に活用して交流人口の増加を図ります。

③ 人材育成

本町では、人づくり戦略が目指す将来展望の実現に向けて、若い世代の安定した就労の場の確保や、今後も住み続けたいと思うまちづくりを創造していく必要があります。

このため、町民をはじめ関係機関と連携した協働精神のもと、まちづくりの基盤である「人材」の育成を推進するにあたり、次の5つの基本視点(四万十町人づくり戦略)から取り組みを推進していきます。

■視点1 地域に愛着と誇りを持つ

四万十町を愛する心、地域を誇りに思う心を育てるとともに、地域の魅力を発見し歴史や文化を次世代に継承していきます。

■視点2 地域の活性化を目指す

元気な地域をつくるため、「自分たちの地域は自分たちで」を基本に、人とのつながりやネットワークを大事にし、地域経済の発展やコミュニティづくりを推進するとともに、地域の魅力と伝統を守りながら産業を振興し、新しいことに挑戦していきます。

■視点3 住みやすい環境をつくる

誰もが住みたい、暮らしたいと思うまちを目指し、自然環境や生活環境の整備だけでなく、人と人のつながりを大事にし、誰もが安心して暮らせる空間や地域をつくります。

■視点4 教育や文化水準を高める

子どもたちの健全な育成や感受性豊かな心、たくましい心を育てるため、幼児期から

の心の教育を推進するとともに、小・中・高の基礎学力の定着と学力向上や魅力ある地域文化の伝承と発展に取り組みます。

■視点5 未来志向、世界に目を向ける

四万十町の未来を見据え、それぞれの夢を実現するため、多様なバランス感覚やグローバルな観点で世界に目を向け、変化する時代を生き抜く力を身につけ、地域の特性や可能性を生かした元気なまちづくりを進めます。

(4) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(2) 地域間交流	滞在型市民農園管理運営事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	若者定住促進支援事業 町内に定住するための住宅を 取得する 40 歳以下の若者に 対して、補助金を交付する。	町	
		人材育成推進事業 人材育成事業として実施する プログラムに要する経費	町	
		文化的施設推進事業(文化プロ グラム) 文化的施設の事業として実施 する教育プログラムの委託等 に要する経費。	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。さらに、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本町の基幹産業である第一次産業を取り巻く環境は、社会経済の動向により年々厳しさを増しています。

また、第一次産業は、第二次・第三次産業に比べて所得の安定性や労働条件の格差が要因で若年層の新規就業者が減少するとともに高齢化が進んでいます。

しかしながら、地域の自立促進には、基幹産業である第一次産業の再生が必要であり、今後も、生産基盤の整備と合わせて有利作物の導入、農作業受委託の推進、土地の利用集積等生産力の増大を図り、更に生産物の加工等による高付加価値化、観光産業と連携した複合的手法等を進めていきます。

第二次・第三次産業については、中小零細企業が多数を占め経営基盤が脆弱なことに加え、今後更なる人口の減少、高齢化が予想されるため厳しい状況にあります。

そのため、一次産物の更なる有効活用や観光産業の振興による地域経済の好循環を実現させる仕組みづくりを推進します。

これらの取り組みの推進にあたっては、県との連携も図りながら高知県産業振興計画を中心とした、生産から流通・販売までを見通し、町経済を根本から元気にする取り組みを推進します。

(2) 現況と問題点

① 農業

農業をはじめとする第一次産業が基幹産業である本町は、山、川、海と多様な地理条件の中、台地、海沿いの暖地、山間地と農業環境も様々であり、それぞれの地域で、地域特性を活用した農業が営まれています。

高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増大を防ぐため、新規就農者の確保や農業団体と連携した総合的な支援体制の取り組みが重要課題となっており、農業生産においては、農産物の価格の低迷や、生産資材費の高騰、施設の老朽化に伴う更新、農業生産の基盤となる農業用水路などの改修が課題となっています。

今後、農業経営面において、施設園芸を含め高収益性の作目・作型を担い手農家中心に導入し、地域として産地化を図るとともに、土地利用型作物を中心に経営規模の拡大を目指す農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供や農地の貸借等による集約化を図り、地域複合としての農業発展を目指しています。

また、農業所得向上のため、農産物加工においては、家庭や小グループの手作りの品から企業的な加工品までを含めて、それぞれの特徴に応じた製造体制の支援や販路開拓が必要となっています。

畜産については、外国産の輸入飼料のコスト削減を図るため、耕種・畜産農家が連携した稲 WCS(稲発酵粗飼料)の供給体制や堆肥の活用による資源循環型、環境保全型農業を推進しています。

長引く景気の低迷や担い手の減少・高齢化が進行している中、輸入畜産物との競合、農業用生産資材価格の高騰、流通構造の変化など、本町の第一次産業の根幹に影響を与えるような厳しい状況下にあります。本町の財産である「四万十川」を最大限活用し、水稻、露地・施設野菜、特産林産物、畜産など魅力ある農畜産物の生産や、ブランド化の推進・展開に取り組む必要があります。

② 林業

四万十町の総面積の約 87%は森林であり成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキ及びマツ・クスギ等の人工林がその 7 割程度を占めます。四万十川流域のヒノキは古くから良質の建築用材として知られてきましたが、国有林野における資源保護や事業量の減少、それに伴う優良大径木の流通も減少し、併せて木材価格と建築用材の需要の低下が更なる拍車をかけ林業の衰

退が深刻化しています。また、林内におけるシカによる剥皮被害も軽視できない状況であり有害鳥獣対策も必須となっています。

森林には国土の保全や水源かん養、生物多様性の保全など多様な公益的機能を有しておりその機能の増進・発揮のための森林整備が求められています。

林業の川上側における施策の一つとして、間伐においては低コスト作業路網(四万十式作業道)の開設による搬出コストの削減と、素材生産量の増加を目指す取り組みを推進してきたところですが、依然として事業採算性に乏しく補助金に頼らざるを得ない状況が続いています。

県下的には大型製材所や 2 か所の木質バイオマス発電所の稼働などにより、原木需要は高まっており、その供給体制の構築が急務となっています。このため、林業研修や各種振興策の展開により、自伐林家等の担い手育成や林業事業体の経営基盤強化のための支援強化に取り組む必要があります。

③ 水産業

本町の水産業は海面漁業と内水面漁業に分けられ、海面漁業では、中型まき網、刺網、一本釣り漁業などを中心とした沿岸漁業により、シイラ、イセエビ等が水揚げされています。また、内水面漁業は四万十川流域でアユ、ウナギ、テナガエビ等が水揚げされています。

海面漁業については、漁業者の高齢化や後継者不足が深刻化しているとともに、近年磯焼け等による海洋環境の変化が問題となっています。また、漁港内の施設についても老朽化が進んでいます。

内水面においては、河川環境の変化によるアユ・ウナギ等水産資源の減少が問題となっています。

④ 工業

本町の工業を従業者 4 人以上の事業所で見てみると、主な業種は、食料品関係、製材等の木製品製造、衣服等の繊維関係、生コンクリート製造、電気機械製造、生産機械製造等となっており、一部を除き経営規模は零細で経営基盤は脆弱であり、経営は厳しい状況にあります。

工業団地については、津波の影響の少ない立地、高速道路延伸、光ケーブル網の整備等、企業誘致に向けた好条件が整ってきている反面、適地とされる場所が農地(1 種農地)として活用されている現状や、造成には高いコストが必要になることもあるほか、最近では製造基盤を海外に置く企業も多いことから、大規模な製造業等の積極的な誘致は困難な状況にあります。そのため産業振興の観点から、豊かな地域資源を活用した食品加工業や用地を必要としない情報産業等に分野を絞って振興策を推進する必要があります。

また、雇用情勢は徐々に回復していますが、求職者数は減少しており、人口の減少による人手不足の声が聞かれ、移住・定住の促進と就業支援が課題となっています。

■ 工業の状況

	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
H25	33	580	675,349
H30	40	633	950,099

※出典：工業統計調査（数値は従業員数 4 人以上の事業所のもの）

⑤ 商業

本町の商店は、個人経営が多くを占め、経営基盤は脆弱で経営主の高齢化もあり、事業所数、従業員数、年間販売額とも大きく減少しています。

特に小売業の減退が激しく、商圈人口の減少と経営主の高齢化による廃業が主たる要因ですが、高知自動車道の延伸や愛媛県境の道路整備により、車で 1 時間圏内の高知市、須

崎市、愛媛県宇和島市、松野町への買い物客の流出が進んだことも影響していると考えられます。

更に町外資本の量販店の進出や過疎化に伴う消費の減退など、個人商店はより一層厳しい経営を迫られています。本町は四万十川をはじめとする豊富で魅力的な観光資源を有しており、これらを活用した観光産業の経営展開など新たな分野へのチャレンジ意欲を向上させる取り組みも課題となっています。

⑥ 観光

本町を流れる四万十川は、幹川流路延長四国第 1 位、流域面積四国第 2 位の大河であり、全長 196 kmのうち、2分の1近くにあたる約 85 kmが町内を流れています。その本流は、上流に位置する窪川地区では比較的開放感のある田園地帯を緩やかに蛇行していますが、大正地区と十和地区では、穿入蛇行と呼ばれる激しく屈曲した姿を見せます。この四万十川を主軸に、日本の快水浴場 100 選に選出された興津海水浴場、奥山に点在する松葉川温泉、大手フィギュアメーカーの海洋堂が手掛ける海洋堂ホビー館四万十、四万十川を横断する四万十川ジップラインなど、本町の豊かな自然環境と観光資源を活用した観光振興に取り組んでいます。

その一方で、観光客の来訪が 5 月、9 月の連休期間や夏休み期間に集中しているため、閑散期となる冬場の観光客確保が課題となっており、コロナ禍による先の見えない観光産業への打撃が課題となっています。また、高知自動車道の延伸により観光客が減少することも懸念されており、そうならないためにも本町が観光地として目的化するように、観光資源を磨き上げていく必要があります。

■ 主要観光施設利用者数

(単位：人)

施設名		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
松葉川温泉	入浴	43,462	48,937	52,910	52,380	49,438
	宿泊	8,926	8,411	8,108	8,655	7,753
興津海水浴場	来場					
	宿泊	2,054	1,871	1,993	2,626	18
道の駅めぐり窪川		405,230	335,728	321,812	303,889	237,849
道の駅四万十大正(情報館のみ)		16,173	10,407	10,879	32,232	29,290
道の駅四万十とおわ		145,333	126,832	85,537	93,026	80,061
旧都築邸		9,871	9,238	10,825	10,687	10,560
オートキャンプ場ウェル花夢		5,035	4,554	4,665	5,528	4,319
リバーパーク轟キャンプ場						
海洋堂ホビー館四万十		43,905	28,728	27,320	33,697	20,671
海洋堂かっぱ館		21,385	14,002	12,461	13,455	8,308
三島キャンプ場		742	785	1,098	1,357	998
ふるさと交流センター		3,652	3,101	2,577	2,976	3,023
ライダーズイン四万十		333	214	175	195	349
四万十川ジップライン						10,877

※出典：にぎわい創出課調べ

(3) その対策

① 農業

➤ 担い手の育成・確保対策

農業の担い手の確保・育成については、「四万十町担い手育成総合支援協議会」を中心に、認定農業者、集落営農組織、新規就農者等に対して構成団体が連携を強め、より効率的な支援策に取り組みます。また、企業参入や集落営農組織の法人化も徐々に進んでおり、今後とも段階的な支援を進めます。

特に、新規就農者の支援に関しては、近年 U・I ターン等による新規就農希望者も多く見られます。このため、就農に向けた技術研修や、具体的な経営相談等の支援策を関係機関と連携し、より効果的に進めます。

➤ 農業生産基盤の整備・強化対策

農業生産基盤の整備・強化については、集落が行う農地・農業用水等の保全管理活動及び水路・農道の補修・更新などの活動に対して、計画的に支援を行い、後継者や担い手が容易に引き受けできるよう体制整備を行います。併せて小規模のほ場整備や共同利用機械、園芸用レンタルハウス等の導入支援や、集出荷施設の整備支援にも取り組み、農家の労力軽減、経費節減を図っていきます。

➤ 畜産の振興対策

県下でも有数の畜産地域である本町では、畜産の歴史も古く、特に養豚の出荷量は県下一を誇っています。今後も、国・県等の有利な補助事業を活用し、養豚農家の生産性向上を図るため施設整備に支援するとともに、地域団体商標登録による高付加価値化を図り所得向上、経営安定につなげていきます。

また、肉用牛の給餌については、国外からの輸入飼料が大きなウェイトを占めていますが、飼料価格の高騰により生産農家の経営を圧迫し、コスト削減が大きな課題となっていました。このため、町内で自給が可能でコスト低減にも一定の効果がみられる稲 WCS（稲発酵粗飼料）の生産・供給に取り組みます。

➤ 資源循環型・環境保全型農業の推進

町内で生産された堆肥の活用や、天敵を利用した減農薬栽培、緑肥作物の利用・冬期湛水などの地球温暖化防止等に効果の高い営農活動など、資源循環型・環境保全型農業を推進します。

近年、健康志向から有機農産物のニーズも高まってきており、環境にやさしい有機農業を広めることにより増産体制の確立を目指します。高付加価値化に結び付けることで、比較的初期投資が少なく新規参入がしやすい、露地野菜生産の振興につなげます。

➤ 6次産業化の取り組みと流通・販路の拡大

地域の農畜産物を活用した多彩な特産加工品や素材を活用したメニューの開発・商品化を推進し、高付加価値化に取り組みます。この取り組みについては、県内大学の協力を得て、学術的な裏付けも実証していく「産学官」連携事業として位置づけていきます。

また、地産外商戦略を積極的に展開し、外商拠点の構築も視野に入れ、本町の農畜産物のブランド化の推進と生産農家の所得向上を目指します。

一方では、地消地産を推進し町内産農産物の自給率を高めるため、生産意欲があっても、高齢化の進行により自ら出荷することが困難になってきた生産者の集荷支援を行い、農地荒廃の防止と地元農産物の確保に努めます。

➤ 農地の集約化と生産体制の強化

優良農地の保全に努めるとともに、経営規模の拡大と生産性の向上のため、認定農業者や農業生産法人等の意欲ある担い手に対して、農地中間管理機構等を積極的に活用することで、農地の利用集積を効果的に推進し、生産体制の強化を図ります。

また、耕作放棄地の増大を防ぐため、集落営農組織を中心とした地域ぐるみの農地保全に

取り組みます。

② 林業

林業を中心とした山・川・海の自然環境保全の取り組み、農業や観光などあらゆる「地域資源」の活用による産業の創生が重要であると考えます。森林の整備は今後のより良いまちづくりにも貢献し、林業の振興はもとより四万十川の再生へとつながるものと考え、以下の項目に取り組みます。

➤ 森林率 87%の豊富な森林資源を積極的に活用

適正な森林施業を継続的に推進し、四万十式作業道を活用した収入間伐の実践、高性能林業機械等の導入を支援し林業事業体の経営基盤安定・強化に努めます。

中山間地域における特用林産物(主に椎茸、栗、木炭など)の生産においては、クヌギ・ナラ林の造林による豊富な原木を活用して地域産業の維持・発展のために継続的な支援を行います。

➤ 森林組合等林業事業体と自伐林業者等の育成による雇用と担い手の育成・確保

原木増産と木質資源の有効活用など、低コスト化による搬出・集材システムの構築は今後の林業施策の中でも重要事項であり、森林組合等事業体と連携して自伐林業者等の育成研修に取り組みます。それにより森林所有者の意識改革と森林環境保全、林業への関心を高め山の手入れと林業収入の確保につなげる取り組みを推進します。

➤ 木質バイオマスエネルギーを活用した新たな資源循環システムの構築

木質バイオマスの有効活用を図るため、木質燃料の新たな需要に対応しつつ、町外の発電事業所等への新たな供給体制の構築を目指します。

➤ 地産地消・外商による資金確保と販路拡大による産業の振興・発展

公共建築物等の木造・木質化を推進し町産材の利用促進や木材の確保に努め、地域資源の循環によるシステム構築に取り組みます。

また、環境先進企業との連携や自治体間の協力・連携体制を整備し新たな流通・販路の拡大や交流人口の拡大のための施策を推進します。

➤ 鳥獣被害対策の推進

シカによる人工林の剥皮や農作物被害が深刻化している中で、国や県の補助事業・制度と連携し、侵入防止柵の設置や捕獲報償制度の実施による継続的な対策を講じていきます。

③ 水産業

海面漁業については、人工漁礁や藻場造成等による育てる漁業を推進し水産資源の回復を目指すとともに、施設整備や定置網の設置等も検討し、水産振興及び漁業者の所得向上を目指します。また、販売・流通面においては加工事業を推進することで海産物の高付加価値化を図るとともに、安心・安全な国内産海産物の強みを生かした販売戦略により販路拡大を図ります。

内水面漁業については、四万十川の河川環境を保全するための清掃や啓発活動、環境学習等の取り組みを行うとともに、河川環境の調査や放流事業など、四万十川の資源回復に向けた取り組みを強化します。

④ 工業

事業所の経営の安定化及び販売額の増加を図るために、経営知識や専門的知識の習得、経営技術等の向上を目指した人材育成を推進します。

豊かな一次産品を活用した産業の振興に取り組むとともに、環境負荷の少ない情報産業の誘致及び定着に継続的に取り組みます。

また、若者の減少と人手不足の状況を踏まえ、移住・定住を含めた若者雇用の推進に積極的に取り組みます。

⑤ 商業

商業の振興と活気ある商店街づくりを推進するため、地元消費者だけでなく来町する多数の観光客も視野に入れた商業展開を推進します。

快適な商業空間を創造する環境整備を進めるとともに、空店舗の活用や共同店舗の設置、街路灯の整備等の商店街整備を推進します。また、商店街周辺での催しを積極的に行い、来街者の増加、滞在時間の延長などにより販売額の向上を図るため、中心的・指導的立場にある商工会の育成に努めます。

店主が高齢化し廃業する店舗を補うため、また、新たな活力の創出のため、住民の起業・創業及び商店の新規分野への拡大を推進し、人材育成や設備投資の補助等の支援拡充に取り組みます。

労働力の確保については、工業分野と同様に移住・定住を含めた若者雇用の推進に積極的に取り組みます。

⑥ 観光

四万十町の「山・川・海」の豊富な資源を生かした自然体験メニューの充実や、広域の市町村で一体的に取り組む広域観光の実施などにより交流人口の拡大を図り、積極的な情報発信や周遊企画を実施し、まちなかへの観光客の流入を推進します。また、個々の住民力の発揮や観光組織等との連携による持続可能で組織的な事業展開を目指していきます。

また、海洋堂ホビー館四万十、四万十川ジップラインなど通年で比較的安定した利用実績を持つ施設を活用し、観光列車や予土線、2 次交通と連携した施設へ誘客する仕組みづくりを進め、冬季のコンテンツ造成や景観地の利用、食の PR 等を行うことにより、観光客の確保に努めるとともに、観光振興活動の各組織である観光協会の育成・強化と、観光拠点となる施設改修等による利便性の向上に取り組みます。

また、住民が主体となったイベントを開催の支援をしつつ、国道 381 号線で繋がる四万十市や愛媛県南予地域との連携の取り組みを実施し、観光客の増加を図るとともに町内商店街への誘導など、高齢化が進む地域内の購買意欲低下を補うものとして観光を活用し、地域経済の活性化に繋げていきます。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	地域ため池総合整備事業 (負担金)	高知県	
		農地中間管理事業(測量設計・換地業務)	高知県	
	(3) 経営近代化施設 農 業	畜産業振興事業	町 JA 畜産クラスター 振興協議会	
		大規模畜産施設整備事業	農業者で組織 する団体	
		畜産生産環境対策事業	畜産農家 畜産クラスター 振興協議会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	林 業 水 産 業	こうち農業確立総合支援事業	町 JA 農業者で組織する団体 認定農業者	
		農業競争力強化基盤整備事業(負担金)	高知県	
		県営土地改良事業負担金	高知県	
		農地耕作条件改善事業	町	
		森林整備推進事業	森林組合等	
		大型定置網漁業支援事業	リース事業者	
		水産業振興事業	町	
		投石漁礁設置事業	町	
		志和海岸保全施設整備事業	町	
	(4)地場産業の振興 生産施設	園芸用ハウス整備事業	JA	
		農業用ハウス防災対策事業	農業者で組織する団体	
		競争力強化生産総合対策事業	JA	
		木材加工流通施設整備事業	木材関連業者の組織する団体	
		新食肉センター施設整備事業(負担金)	高知県食肉センター株式会社	
		四万十町総合交流拠点施設改修事業	町	
	流通販売施設			
	(5)企業誘致	コワーキングスペース整備事業	町	
	(7) 商 業 そ の 他	商工業振興事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光拠点施設整備事業(観光施設改修等事業)	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興		公園施設等整備事業	町	
		道の駅「四万十大正」再整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	新規就農者定着促進事業 就農前の農家での研修支援、就農初期の営農指導等、担い手の育成を図る。 〔基金積立〕	研修生 受入農家 新規就農者	
		新規就農者確保推進事業 認定新規就農者が農業経営に必要な農業用機械及び施設整備に要する経費に対し 1/2 以内を補助する。	町	
		環境保全型農業推進事業 環境と調和した持続的な農業生産体系の形成のため、環境負荷を軽減する取り組みを支援	JA 5戸以上の 農学者で組織する団体	
		四万十川桜マラソン開催支援事業 四万十川のPRにより誘客を促進し、地域産業の活性化を目指す。 〔基金積立〕	実行委員会	地域の特性を生かした事業であり、他市町村との交流人口の拡大及び地域内における多世代の交流が期待できる事、また、健康の維持・増進に資する事からその効果は将来に及ぶと考える。
		町産材利用促進助成事業 規定量以上の木材を使用した住宅建築を促進し、町産材の利用拡大を図る。	町	
		コールセンター等立地促進事業 事業所の創業初期における経営安定化の支援により雇用の確保を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域資源振興プロジェクト 事業(高知大連携) 四万十町の生姜栽培 土 壌の現状を明らか にするために、高知大 学との共同研究を実施 する。	町	
		ホビー館推進事業 自然豊かな地域資源を活 用した観光拠点として、交 流人口の拡大による地域 の活性化を図る。	町	
		四万十川流域森林環境整備 事業 間伐支援事業、作業道整 備支援事業、森林整備推 進支援事業及び緊急間伐 総合支援事業による国庫 事業、県補助金への上乗 せを行う。	森林組合 林業事業体	
		特用林産生産体制支援事業 歴史ある原木椎茸生産の 維持・拡大と、木炭や栗の 生産体制の強化により中 山間地域の産業振興を図 る。〔基金積立〕	森林組合 JA 生産者組織	
		町有林管理整備事業 町有林の健全な造成によ り森林の公益的機能を維 持し、町有林を見本とし て民有林整備の推進につ なげる。	町	
		森林整備地域活動支援交付 金事業 森林整備における地域活 動を支援し、森林の多面 的機能の確保を図る。	森林組合等	
		分収造林事業 植林による山林の適正管 理を行い、森林資源とし て活用することで林業所 得の確保を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	鳥獣害防止総合対策事業 鳥獣による農林業被害の 防止を図る。	町 鳥獣害防止 対策協議会	
		自伐林業者等育成事業 担い手育成により原木供 給の安定化と木質資源の 有効活用を目指す。	町	
	(11) そ の 他	集落営農推進事業	町	
		大正・十和地域営農体制支 援事業	町内事業者	
		地域林業総合支援事業	森林組合等	

(5) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
四万十町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館 業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(3)その対策」及び「(4)事業計画」のとおり。

ウ 他市町村との連携

平成30年に、34町村から構成された「れんけいこうち広域都市圏」が形成され、高知市のマーケット機能を活用した圏域のPRや地場産品の販路拡大、6次産業の推進など、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組んでいます。今後も、地産地消・地産外商の推進など、効果が最大限に発揮されるように施策を実行していきます。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、引き続き指定管理または委託にてコストダウンを図ります。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

地域情報化については、合併協議会でも重点課題として取り組み、平成20年度から平成22年度の3か年で四万十町情報インフラである「四万十ケーブルテレビシステム」を整備し多くの住民の方に利用頂いております。

一方、街分地区を中心に約1割の未加入世帯が存在する為、防災（災害）情報・行政情報及び地域情報の提供など平等なサービスを受けて頂くべく更なる加入促進に取り組みます。

また、携帯電話やスマートフォン等の普及により、情報通信インフラも大きく変化しており、SNSの活用・テレワーク推進など推進していきます。

(2) 現況と問題点

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の普及率の上昇により、情報通信技術（以下「ICT」という。）は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっています。

一方、人口減少や少子高齢化の進む本町においては、ICTの利活用だけでは広く情報を得ることが難しい高齢者がいることや、国の施策で進める市町村業務のデジタル化による各行政システムにおいても、個人だけでなく中小企業等でも利用率が低迷している状況が続いているのが現状であります。このことから、提供者側である行政の一方的都合によるサービスから利用者本位でサービスの恩恵が実感できる施策への転換が必要であると考えます。

(3) その対策

ICTの恩恵を幅広く住民や企業等にも実感してもらうためにも情報リテラシーの向上など、情報通信技術の利用の機会の格差の是正、住民の生活の利便性の向上、移住促進、産業の振興、地域公共 交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るとともに、四万十ケーブルネットワークを中心とした情報インフラの更なる利活用を進めます。

また、現在、高知県で進める電子申請サービスに参加することにより、住民への行政サービスに係る各種手続き等の利便性向上に努める。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	ケーブルシステム機器整備事業	町	
		ケーブルシステムの管理運営	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

■ケーブルネットワーク施設は財源を工夫しながら維持管理を行います。

■施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

道路整備については、合併前から重点課題として取り組んできましたが、地形的要因等もあり整備状況は十分とはいえません。今後も集落と集落または公共施設、集落と幹線道路を結び産業の振興にも役立つ町道等を重点整備していきます。

また、高齢化の進行等により、高齢者等の移動が困難な状況になっており、広域的な対応を含め、公共交通網の再編に取り組めます。

(2) 現況と問題点

交通運輸体系の整備は、社会的、経済的な発展の可能性を高めるとともに、住民の利便性を増大させる重要な条件です。

この視点のもと、本町では道路整備を重点課題として取り組み、改良率向上等に努力してきましたが、地形的要因もあり地域の自立促進を進める上では十分とはいえません。

今後は集落と集落、集落と公共施設、集落と幹線道路を結び、産業の振興にも役立つ町道等を重点整備するとともに、災害時にも機能を失わない対策の必要があります。特に山間部では、急カーブ・急勾配が多く、度々の落石崩壊等による通行止めやガードレール等防護柵の未整備による転落事故が発生しており、既存施設の維持管理の徹底を図るとともに、早急な整備が求められている状況です。

また、高知自動車道の延伸により、都市部からの交通アクセスが向上したことに伴い交通量も増加したことから、周辺道路を積極的に整備し、より利便性を高めることが求められています。

一方、高齢化が進み、高齢者等の移動が困難な状況になっており、子ども等も含めた自ら交通手段を持たない者が安心・安全に利用できる公共交通網の再編に取り組む必要があります。また、地域内の交流及びその他の地域との交流を図るため地域旅客サービスの持続可能な提供を確保する必要があります。

(3) その対策

町道整備については、新たな路線の編入も予測されることから道路整備目標は設けず、より社会・経済効果の高い路線整備を重点的にを行い、改良率の低い山間部においては危険箇所の解消等により安全な通行の確保を図ります。

産業を振興する上で重要な要素をもつ農林道については、機械の多様化・大型化が進んでいるため、関連事業を積極的に導入して一体的な整備を図り、山地と農地が一体となって機能する体制づくりを進めます。

運輸については、自動車が日常生活に欠かせない状態であり、交通弱者の交通手段の確保を図るため、今後一層の企業努力を期待するとともに公共交通の利用拡大にも努め、バス路線、鉄道路線の維持、発展を図ります。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市 町 村 道 道 路	町道改良整備事業	町	
		公共施設等適正管理推進事業(道路長寿命化)	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	橋りょう	トンネル長寿命化修繕事業	町	
		橋梁耐震補強事業	町	
		橋梁長寿命化修繕事業	町	
	(2) 農道	高規格道路周辺整備事業	町	
	(3) 林道	トンネル長寿命化修繕事業	町	
		橋梁長寿命化修繕事業	町	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	鉄道施設総合安全対策事業	町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 交通施設維持 その他	鉄道施設検査業務 定期的な検査により鉄道施設の安全を確保する。	町	
		橋梁点検調査業務 定期的な点検調査により道路利用者等の安全を確保する。	町	
		友好都市交流事業 お互いの歴史文化を尊重し、恒久的な友好関係の促進を図る。	町	
		トンネル点検調査業務 定期的な点検調査によりトンネル利用者等の安全を確保する。	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本町における道路、橋梁、トンネル等のインフラ施設においては、定期点検を計画的に実施します。また、予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

水道については、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないインフラであり、災害や不測の事態においても被害を最小限に抑え、早期に対応できる施設整備と危機管理体制を強化していきます。

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、天然資源枯渇への懸念、温室効果ガス排出による地球温暖化問題等にも密接に関連しており、天然資源消費抑制と環境負荷低減を目指した循環型社会への改革が強く求められています。

こうした状況の中、本町では、四万十川をはじめとする自然環境を保全し、美しい地域を継承していくため、四万十川の再生や環境保全のほか、快適な生活環境整備等の取り組みを推進していきます。

消防・防災は、住民の生命や財産を守る上で基本的な要件であり、台風やゲリラ豪雨対策、近い将来の発生が予想される南海トラフ地震に備えた地震・津波対策、火災の多様化や災害の複合化に迅速かつ的確に的確に対応できる体制づくり、施設・設備の充実、地域防災力(自主防災組織)の強化・充実に取り組みます。

その他、公営住宅の整備や景観に配慮したまちづくりなど、住民が安全・安心かつ快適に暮らすことができるよう、地域の特性に配慮した生活環境の整備を進めます。

(2) 現況と問題点

① 水道施設

水道については、統合整備を計画的に推進しており、平成 27 年度末現在の水道普及率は町全体で 99.8%とほぼ全域にわたる一方、急峻な山間部に散在する住家では、現行の整備事業では給水することができず、生活用水の供給を図るための新たな整備手法が必要となっています。今後は老朽化した配水管の更新等が順次必要となってきます。

② 下水処理施設

清流四万十川など、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として保全していくため、四万十川方式を導入した生活排水処理施設や公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置推進などに努めてきました。

今後も引き続き、地域特性に応じた生活排水処理の充実を図るとともに、既存施設の適正な維持管理が必要です。

③ 廃棄物処理施設

ゴミ処理については、「クリーンセンター銀河」で可燃・不燃ゴミの収集、資源ゴミの分別リサイクルなどに取り組んでおり、資源循環型社会構築に向けたゴミ対策として、一般廃棄物処理基本計画による排出削減、リサイクル目標を達成するため、住民・事業者に対する啓発や新たなリサイクル体制の構築を行っていく必要があります。

し尿と浄化槽汚泥処理については、「若井グリーンセンター」で適正な処理を行っています。本施設は膜分離高負荷脱窒素処理方式に高度処理設備を付加した最新の処理方式で、周辺の環境保全に万全を期した施設であるとともに、リン回収方式及び助燃材化方式を採用した循環型社会にふさわしい施設となっています。また、施設の隣には公園を整備し、住民の憩いの場となっています。

今後は、これら処理施設の計画的な維持管理が必要です。

④ 火葬場

斎場については、施設の老朽化や住民ニーズに対応するため、炉の入れ替え工事や待合室の増築・新設、多目的トイレの整備を計画的に行うとともに、地震等への対策として、燃料タンクの

増設や非常用発電機の整備も行ってきました。

今後は、骨壺や棺桶、納体袋等の備蓄について検討する必要があります。また、斎場の建屋部分の慢性的な雨漏り被害の解消が今後の課題となっています。

⑤ 消防・防災

消防・防災について、本町は県下でも有数の降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害が発生しています。道路が遮断され、孤立する集落が発生する危険性があるため、孤立集落への救援方法や体制整備について検討する必要があります。

今後も更に防災体制の強化、防災施設の整備等を進めていく必要があります。

⑥ 公営住宅

町営住宅は、その多くが老朽化しているため、建て替えや補修等の対策が急務となっています。また、民間賃貸住宅の少ない状況の中、世帯分離や U・I ターン希望者の受け皿としても町営住宅の果たすべき役割は大きいものがあり、若者定住を目的とした新規住宅の整備等を進めていく必要があります。

⑦ その他

既存の共同墓地は、利便性及び管理面において良好な状態でないうえ、新規に貸付可能な墓地床が不足しているため、新たな共同墓地の整備が必要です。

これまで整備してきた各種の町有施設等については、老朽化の進んだ施設も多くなっています。今後の施設整備については、将来の人口減少も見据えた新規施設の整備や既存施設の有効活用を基本に調整していく必要がありますが、その中でも特に老朽化が進行し倒壊の恐れがあるなどの危険な状態にある建物等は、周辺住民の生活環境に配慮し、解体撤去等も行っていく必要があります。

(3) その対策

① 水道施設

今後は耐用年数を超えた施設・配管等が出てくるため維持管理を徹底し、安全で安心な水道を届けるよう努めます。

また、人口減や節水機器の普及のため水需要が減り、事業収益も年々減額となっているため、効率的な事業経営の適正化に積極的に取り組みます。

② 下水処理施設

集合排水処理施設は、運営に係るコストの縮減や経年劣化による施設の機能低下等に対処する取り組みとして、農業集落排水施設と下水道施設の機能強化や長寿命化対策などを推進し、計画的に修繕や更新等を行います。

四万十川清流保全のため、住民やボランティア団体等と連携した四万十川一斉清掃を継続し、四万十川方式による生活排水処理施設を利用した、地域特性に応じた生活排水処理の充実を図ると共に、合併処理浄化槽の設置を推進します。

③ 廃棄物処理施設

第2次四万十町環境基本計画を策定し、環境教育カリキュラムの整備や環境保全活動の実践等を行う事によって、地球温暖化防止に向けた持続可能な地域づくりなど住民意識の啓発に努め、プラスチックごみや食品ロスの削減などごみの減量及び再資源化を推進していきます。また、環境への負荷の少ない環境共生社会への転換を進めるため、住民一人ひとりの環境に対する意識を高め、資源循環型生活(エコライフ)を実践する取り組みを推進します。

④ 火葬場

斎場については、地震に備え納体袋や棺等の備蓄及び保管場所を設置し、その対策等を進めます。

⑤ 消防・防災

住民の生命と財産を守るために、地震や津波対策、急傾斜地・土石流等の土砂災害危険地区の防災対策、消防道・防火水槽等防火施設の整備を計画的に進めるとともに、自主防災組織の育成を進めながら地域の防災力を高め、関係者の技術の向上を図り、消防・救急・防災体制の充実に努めます。

⑥ 公営住宅

町営住宅については、各地域の条件・状態を考慮して計画的に建替を行っていきます。建設にあたっては、地場産材の活用や周辺の景観に合わせたデザインを検討するとともに、高齢者等向けや若者定住の住宅を積極的に建設します。

⑦ その他

墓地については、新たな共同墓地を整備し、新規に貸付可能な墓地床の確保に努めます。
住民の快適な生活環境を維持するため、老朽化した町有施設等の適正な維持管理を行うとともに、倒壊の恐れがあるなどの危険な状態にある建物等は解体撤去を行います。

(4) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水 道 施 設 上水道	水道施設改修事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水処理施設改修事業	町	
	そ の 他	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 そ の 他	塵芥処理収集車購入事業	町	
	(4) 火 葬 場	埋葬、火葬及び改葬業務	町	
		斎場改修事業	町	
	(5) 消 防 施 設	防災施設・設備整備事業	町	
		津波避難対策推進事業	町	
		消防設備等整備事業	町 一部事務組合	
		消防水利施設整備事業	町 一部事務組合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備		高幡消防組合負担金	町 一部事務組合	
	(6) 公 営 住 宅	公営住宅整備事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	町有施設等解体撤去事業 危険な状態にある建物等の解体撤去により、住民の快適な生活環境の確保を図る。	町	
		自主防災組織育成事業 町民の自助・共助による防災意識と行動力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。	町	
	(8) そ の 他	生活環境整備事業	地域団体 町民	
		住宅耐震化促進事業	町	
		燃料タンク対策事業	JA	
		廃棄物適正処理業務	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

今後、管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準で、水の安定供給を確保しつつ今後増大する更新費用の負担軽減を図ります。

公共下水道については、長寿命化計画等に基づき、費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していきます。

定期的な点検を行い、機能維持を図るとともに維持管理費の低減にも努めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

子どもから高齢者まで全ての住民が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことのできる健康・福祉社会の実現を目指すことを基本理念に、保健・医療・福祉サービスの総合的な体制整備を図ります。

① 子育て環境の方針

「四万十町子ども子育て支援事業計画」に基づき、「まちの将来を担う人を育むまち」を基本理念に ○「子育てを支える地域づくり」 ○「安心して生み育てることのできる環境づくり」 ○「子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進」 ○「配慮が必要な家庭や児童への支援」 ○「安心して暮らすことのできる地域づくり」の5つの目標を柱として関係機関が連携し施策を実施します。

② 高齢者福祉の方針

高齢化が更に進む今後、介護や支援が必要となっても、高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる体制(地域包括ケアシステム)の構築・充実を図ります。

③ 障害者福祉の方針

「温かな支えあいのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち」を基本理念に、障害のある人が地域でその人らしく生活していくために、必要な支援を受けながら安心して豊かな生活を送ることができる体制づくりや、地域社会の対等な構成員として積極的に社会参加できる環境づくりを目指します。

(2) 現況と問題点

本町の人口は年々減少傾向にあり、住民基本台帳では平成21年度には人口20,000人を割り、令和3年3月末で16,295人、高齢化率44.5%となっています。また、0歳から14歳までの年少人口割合も9.3%となっており、少子高齢化が進んでいます。

① 子育て環境

少子化・核家族化・両親の共働きの増加等、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、子どもを育てやすい環境づくり、児童の健全育成の促進及び児童虐待の早期発見と解消、ひとり親家庭の生活の安定など児童福祉と要保護児童に対する支援の充実が必要です。

また、児童福祉に重要な役割を果たしてきた保育所などの施設については、老朽化や災害危険区域の範囲内に指定されるなど、安全安心な保育の実施に課題があります。このため、児童数の減少が著しい施設の統廃合の検討を含め、改築等の対応が求められています。そのほか、未来を担う子どもたちが次代を生き抜く力を育む場整備が課題となっています。

② 高齢者福祉

核家族化が進み、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢化の進行により、寝たきりや認知症など要介護状態になる人が増加する一方、家庭の介護力は低下しています。また、介護サービスの担い手も減少傾向にあります。

こうした中、高齢者のニーズも多様化しており、老後を安心して自立した生活が送れるまちづくりが求められています。

③ 健康づくり

本町の医療・健診の結果では高血圧・脳血管疾患・心疾患などの循環器疾患の他、統合失調症・歯周疾患が多くなっています。また、死亡統計では、がんによる死亡が最も多く、全国平均と比べると自殺や不慮の事故も多くなっています。食事・運動・喫煙・ストレスなど生活習慣全般について、若い年代からの健康や健(検)診に対する意識と関心を高めることが必要です。

④ 障害者福祉

障害者については、認定者数は横ばいですが、施設から地域への復帰のための住居等の環境整備、社会参加などにおいてハード・ソフト両面の整備が不十分な状況です。障害のある人となない人が共に家庭や地域で安心して生活できる環境づくり、同じ生活が可能な社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、その自立のための受け皿づくり、生活の支援づくり、生活環境の整備を推進する必要があります。

(3) その対策

① 子育て環境

「子ども子育て支援事業計画」に基づき、関係機関が連携し施策を実施します。

妊娠期から子育て期にわたり、幅広い相談窓口として子育て世代包括支援センターの機能を充実し、切れ目のない支援を提供します。

幼児教育・保育・子育て支援の質・量を確保するとともに仕事と子育てが両立できる環境の整備や子育てにかかる経済的負担の解消に向けた支援策の充実を図り、子ども達が安全、安心に暮らしていけるよう、子ども支援ネットワークやファミリーサポートセンターなどの地域ぐるみの子育て支援や育成ができる環境づくりを継続して推進していきます。

また、安全安心な保育に課題のある保育施設等については計画的に改築を含めた整備や改修を図るとともに、乳幼児期から親子や子ども同士で安心して過ごし、文化や学びに触れられる場を整備します。

② 高齢者福祉

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築・充実等を図ります。

まずは「介護予防」の観点を重視し、できる限り介護を必要とせず、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域において介護予防に資する自発的な活動を支援するとともに、主体的に支え合う地域社会の構築を目指します。

また、高齢者のニーズに対応し、相談窓口の周知、介護サービスや生活支援サービスの維持・充実、認知症施策の推進等を図ります。

③ 健康づくり

「健康増進計画」に基づき、「食・運動・こころ・健康管理」を4つの柱として、健康づくり団体等、関係機関と連携しながら地元食材を活用した食生活の改善や適度な運動を習慣づける環境づくり、ストレスや人とのつながりが持てる対策を図るとともに、医療費削減に少しでもつながるよう、働き世代からの健康診査・がん検診の受診を勧めていきます。

④ 障害者福祉

心身に障害のある人が地域で自立した生活を維持するため、相談支援体制の整備充実や生活環境の整備、就労の場の確保に努めます。また、障害のある人が社会の一員として活動できる町を実現するため、ノーマライゼーションについて広く地域住民に理解を求めます。

(4) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育施設整備・管理運営事業	町 児童福祉協会	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム その他	高齢者生活福祉センター改修事業	町	
		特別養護老人ホーム改修事業	町	
		十和の里改修事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	乳幼児・児童医療費助成制度 医療費の自己負担分の助成により子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	町	
		乳児・幼児健康診査 定期的な健診により乳児・幼児の健康の保持及び増進を図る。	町	
		新生児聴覚検査事業 障害の早期発見に努め、子どもの健やかな成長・発達を支援する。	町	
		不妊治療費助成事業 医療保険が適用されず、高額な医療費が必要となる不妊治療の経済的負担を軽減する。	町	
		地域子ども・子育て支援事業 戸別訪問による育児支援等により子どもが健やかに育成される環境づくりを推進する。	町	
		24 時間電話健康相談事業 健康や育児等に対する不安の軽減により、安心な暮らしの確保を図る。 〔基金積立〕	町	
		在宅介護手当 重度の要介護者の在宅介護者に手当を支給し、その労に報いるとともに在宅福祉の推進を図る。 〔基金積立〕	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	四万十町あったかふれあいセンター事業 誰もが集える拠点施設において、多様なサービスの提供により安心な暮らしの確保を図る。 〔基金積立〕	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

古い保育所から改修や建て替えを検討し、児童数を考えながら統合等を検討して行きます。将来の年少人口、高齢人口の予測を踏まえ、本町の財政状況、地域の実情等を考慮した上で、数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図り、引き続き指定管理を中心にコストダウンを図ります。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本町は、過疎地域としては比較的充実した医療機関を有していますが、医療機関が窪川地域の市街地に集中しているため、遠隔地における救急患者搬送体制の整備や診療内容の充実を図ります。

また、平成 9 年に精神科、平成 21 年には産科がなくなったため、精神障害者や認知症高齢者等への対応とともに安心して子どもを産み育てる環境整備を推進します。

(2) 現況と問題点

本町における医療の現状は、病院 2(うち救急病院 1)、国保直営診療所を含む診療所7、歯科診療所7と数的には充実していますが、医療機関が窪川地域に集中しており、山間地域においては無医地区も存在する等、迅速な患者搬送体制の整備や診療内容の充実を図ることが求められています。また、精神疾患を抱える人や高齢化に伴う認知症高齢者等の増加への対応とともに、周産期医療体制や小児医療の確保が急務となっており、安心して子どもを産み育てる環境整備が求められています。

(3) その対策

遠隔地からの救急患者搬送のため、主要道路の整備をはじめ、ドクターヘリや関係医療機関と連携し救急医療体制の確保に努めます。また、高知医療センターと遠隔画像診断等による連携により診療内容の充実に努めます。

老朽化している国保十和診療所の改築等を検討し、十和地域の医療の充実を図ります。

産科、小児科、精神科など専門診療科の確保を推進し、その間の措置として、産科については妊婦の通院助成により負担を軽減します。あわせて、状況に応じた相談環境の整備につとめ、必要な医療・支援機関につなげる体制を構築します。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所施設等整備事業	町	
		診療所医療機器購入事業	町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	妊婦健康診査通院費助成 事業 住民が町外で受診する 妊婦健診の経済的負担 の軽減を図る。	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

利用状況、財政状況を踏まえ、施設のあり方を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

四万十町教育振興基本計画に基づき、「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、「土台づくり」「つながり」を軸に、故郷を愛し志を持った子どもを育て、幼児から高齢者までの活動の場づくりを支援するなど、関係機関や団体との連携を図りながら教育の振興に取り組みます。

(2) 現況と問題点

① 学校教育

令和3年4月1日現在の町立小中学校数は、小学校 12 校(休校中の3校除く)、中学校4校(休校中の2校除く)であり、少子化・過疎化に伴い、児童生徒数も年々減少状況にあり、旧町村中心部に位置する小中学校では一定の規模を確保しているものの周辺の小中学校では過小規模校が多くを占め、複式学級が増加傾向にある状況となっています。

このため、四万十町立小中学校適正配置計画を策定し、四万十町の将来を担う子どもたちが、より良い教育条件、教育環境のもとで教育を受けることが最も重要であるということを基本的方針とし、一定規模の集団による教育力を生かすための学校環境の整備が必要です。

また、教育環境の整備については、児童生徒の安全確保、発達段階に応じた適切な教育・育成が行えるよう、年次教育行政方針や整備計画等に基づき教育の実践や教育環境の整備を行い、老朽化した学校施設の改修、付属施設の整備、学校再編に伴い遠隔地から通学する児童・生徒のためのスクールバスの整備、教員住宅の設置等を行う必要があります。

近年は社会情勢等の変化も激しいため、それぞれの地域特性を踏まえ、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりが必要です。

② 社会教育

激変する社会経済情勢の中、価値観が多様化し、ものの豊かさだけでなく心の豊かさが大切にされる時代となっています。

住民一人ひとりは生涯の各時期に応じ、新しい課題や学習要求を持ち、絶えず自己啓発を求めています。

こうした学習意欲の高まりに対応するため、住民ニーズに合った学習環境、生涯スポーツを含む幅広い教育機会の提供や各種活動団体の育成及び活性化に努めるとともに、図書館・美術館・文化会館などの文化施設や、体育館・運動場などの体育施設の整備を図る必要があります。

また、地域コミュニティや人づくりの拠点として、文化施設や集会所等の施設を有効に活用するとともに、休校・廃校となった校舎等の活用を含め、地域の交流の場や生涯学習の核となるような施設整備が求められています。

(3) その対策

① 学校教育

一人ひとりの「学び」を保障する教育実践及び教育環境の整備を推進します。

町内の児童生徒がそれぞれの希望する進路を選択することができるよう学力の定着及び向上を目指します。

特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育支援員の配置、適正就学の確立や支援、環境整備を推進します。

支援を要する子ども・家庭等への支援として、教育相談活動の充実、教育支援センターの効果的運用、不登校児童生徒への対応・支援、各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化を推進します。

豊かな心と身体を育む教育の推進のため、人権教育、食育、道徳教育・国際理解・環境教育、体力の向上と学校保健教育を推進します。

高度情報化社会や国際化に対応できる能力の向上等の教育を推進します。

安全で安心・快適な学校環境の整備・維持に取り組み、危機管理体制や防災教育の充実を推進します。

町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の中で教育を受けることを基本に、地域における学校の役割も十分に考慮し、一定規模の集団による教育力を生かすための学校環境の整備を図るため小中学校の適正規模・適正配置を推進します。

学校図書館を充実させ、学校と家庭の連携等により、読書の楽しさを伝え、読書の習慣付けを図る取り組みなどを推進し、町立図書館との連携によるサポート体制の充実を図ります。

その他にも、教育に関する課題点の実態把握・分析をはじめ、その解決策の方向性等を研究するなど教育振興につながる施策を実施します。

また、教員住宅については、へき地校の多い本町にとって重要な問題であり、住宅施策との整合性を図りながら整備を行っていきます。

② 社会教育

住民が性別や年齢に応じた生涯学習ができるよう、ニーズに対応した多様な学習環境の整備に努めるとともに、情報の収集と学習資料の提供等を行い、自主的な学習活動の活性化を図っていきます。

また、生涯学習や生涯スポーツに関する各種団体・サークルのリーダーに対する研修活動を充実させ、組織の育成、活動の活性化を図っていきます。

社会教育関連施設については、喫緊の課題として図書館・美術館等の機能を備えた複合型文化施設の整備を計画しており、生涯学習や人材育成・交流の場となるほか、産業振興等におけるレファレンス(調査研究)といった役割も担っていきます。また、それ以外にも既存施設の有効利用と老朽化した施設の改善を図りながら施設の拡充整備に努めるとともに、休校・廃校校舎等を活用した地域振興事業の展開等、広域的な施設の相互利用システムの確立に努めます。

町域を越えた文化交流振興、四万十川桜マラソンや四万十川ウルトラマラソンといった全国発信のスポーツイベントの開催を継続することにより、交流人口や関係人口の拡大を通じた地域活性化・観光振興にもつなげていきます。

(4) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	学校校舎改築事業	町	
		学校校舎改修事業	町	
	屋内運動場	学校屋内運動場改築事業	町	
		学校屋内運動場改修事業	町	
	屋外運動場	学校屋外運動場改修事業	町	
	教職員住宅	教員住宅整備事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	スクールバス	スクールバス購入事業	町	
	給食施設	学校給食センター厨房機器整備事業	町	
	そ の 他	学校空調設備設置事業	町	
		学校トイレ洋式化事業	町	
		非構造部材改修事業	町	
		小・中学校施設維持管理事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	地区集会施設整備支援事業	地域団体	
		ふるさと未来館改修事業	町	
		松葉川地区基幹集落センター整備事業	町	
		丸山体育館改修事業	町	
		窪川運動場改修事業	町	
		窪川B&G海洋センター改修事業	町	
		移動図書館用車両購入事業(文化的施設関連事業)	町	
		文化的施設整備事業	町	
	体育施設			
	図書館			
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	青少年わんぱく学校事業 子どもたちの豊かな個性や能力の伸長等の醸成を助長する。	町	
		各種文化講座等開催事業 文化的な生活の向上と生きがいのあるまちづく	町	町民等の心身の健康維持・増進、教養の醸成、文化的な生活の向上を助

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	りを推進する。		長するとともに年 齢や性別等にこだ わらない多様な講 座や講演会などを 開催し、生きがい のある文化的な町 づくりを推進する
		図書館管理運営事業 施設利用上のサービ ス向上、保育所や学校 との連携強化など通 じて、全町的な読書 活動を推進する。	町	
		高齢者シルバー大学 事業 高齢者の健康増進と 生きがいづくりを推 進する。	町	
		総合型地域スポーツ クラブ支援事業 スポーツ活動による 健康増進と生きがい づくりを推進する。	総合型地域 スポーツクラブ	
		窪川B&G海洋セン ター管理運営事業 B&G海洋センターを 管理する者への支援 を行う。合わせて町 内生涯スポーツの推 進を図る。	町	
		特別支援教育支援員 配置事業 通常学級での学習が 困難な児童等に対し 、適切な教育環境を 確保する。	町	
		教育支援センター運 営事業 不登校や引きこもり 傾向の児童等に対し て相談や指導を行い 、学校生活への復帰 を支援する。	町	
		放課後児童対策事業 放課後等の安心な活 動拠点を設け、子ど もたちが健やかに育 まれる環境づくりを 推進する。	町	
		異校種間連携教育推 進事業 保育所・小中学校・ 高校間の継続的な情 報共有により、児童 生徒の学力の向上を 図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	教育研究所運営事業 教育実践上の課題を調査研究し、教育の振興と充実を図る。	町	
		ICT 教育推進事業 子どもの成長に応じた ICT 教育により情報活用能力の育成を図る。	町	
		学力向上対策事業 教職員の資質と児童の国際的コミュニケーション能力の向上を図る。	町	
		地域教育推進事業 地域特性等を踏まえ、学校毎に自主的・主体的な活動を推進する。	町	
		学校適正配置推進事業 人口減少社会における適正な学校規模を実現し、児童生徒の学習環境の改善を図る。	町	
		国際交流促進事業 異文化ふれあい教室や韓国語教室等を実施することで、異文化を体験し知識を深め、異文化理解の場を提供する。	町	
		放課後等支援員配置事業 児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図る。	町	
		文化的施設推進事業(移動図書館等) 移動図書館の運営に要する経費。	町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、引き続き指定管理または委託にてコストダウンを図ります。

10 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

山間部及び海岸部の集落については、若年層の町外流出等により集落機能が低下しており、このまま推移すると集落そのものの消滅も危惧されます。

そのため、地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる「持続可能な仕組みづくり」を進めるとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進します。

(2) 現況と問題点

町の中心部を除く各集落においては、少子高齢化の進行と若年層の集落外への流出等により、地域活動の担い手不足、買い物や移動手段に対する不安等、生活の基礎的な維持が厳しい状況が生まれています。

そのため、今後は福祉分野や環境分野のボランティアなど住民主体のコミュニティ活動が重要になってきており、行政区や集落の自治活動の支援や施設の整備が必要になっています。

(3) その対策

「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進し、U・I ターン希望者の受入体制の強化とともに、必要な集落等への支援や施設整備を積極的に行います。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進住宅建設事業	町	
		中間管理住宅整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	移住定住促進事業 移住や中長期滞在の促進により地域の活性化を図る。	町	
		地区活動支援事業 活気ある地域の創造を目指し、地域のコミュニティ活動を支援する。	町	
	(3) そ の 他	仁井田地区地域づくり推進事業	町 地域団体	
		家地川地区地域づくり推進事業	町 地域団体	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

建設後 30 年が経過し老朽化した施設が今後多くなっていますが、厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設のあり方を見直します。集会所

に関しては法的な制限がない限り譲渡の方向で検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図り、引き続き指定管理または委託にてコストダウンを図ります。

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

四万十川をはじめとする豊かな自然環境の中、地域で育み残された貴重な文化財や伝統文化、地域芸能を大切に、その保存や振興に努めることにより、交流機会の提供、文化水準の向上、人材育成や地域振興につなげるなどが求められています。

これらの文化資産を後世に引き継ぐとともに、四万十川を中心とした重要文化的景観等も地域の強みとして生かすことで、地域の自立促進に資する個性ある文化活動の環境づくりを目指すとともに、創造体験を通じた人づくり、交流を通じたまちづくりや観光振興にもつなげていきます。

(2) 現況と問題点

本町には、長い歴史の中で多くの文化財や古くから伝承された芸能や行事が数多く存在していますが、これらの貴重な文化資産の保存・振興は十分とは言えない状況です。

平成 21 年 2 月には、四万十川を中心に周辺の景観が重要文化的景観として国から選定されており、この保存・活用とともに、既存の文化資産との関係を図りながら地域振興につなげていく必要があります。

四万十川は近年、水量の減少や水質の悪化、また、それらに関わる漁業資源の減少など、さまざまな問題が指摘されているものの、全国的には清流として名高く、現在も高い評価を受けています。この全国に誇るべき四万十川を後世に引き継ぎ、その魅力を地域内外に発信していくためには、豊かな自然環境と共生した暮らしの中で連綿と築き上げられてきた歴史文化的な価値を地域の住民が再認識することが重要であり、また、その価値に強く寄与する漁業資源の保全は、町の将来を左右する大きな課題です。

今後は、これらの地域資源を活用しながら、都市や異文化との交流機会を促進し、新しい刺激や、発想で地域の人材育成を行うなど、文化の向上を図るとともに、後世に残る新しい文化を創造していく必要があります。

(3) その対策

地域の貴重な文化財や伝統文化、地域芸能を守りながら、多様な交流機会を創出するため、拠点施設の整備や内容の充実を図り、住民が芸術・文化に親しみ創造する機会をつくります。

また、四万十川の景観を中心とした重要文化的景観と既存の文化財との関係を強化し、保存・活用を推進することにより、交流人口の拡大を図り地域の活力を強化するとともに、四万十川の再生については、その価値に強く寄与する漁業資源の保全が大きな課題となるため、継続的な資源調査等に取り組みます。

更に、これらの文化財や地域の伝統文化・芸能を映像資料として記録・整理し、次の世代へ引き継ぐとともに全国に情報発信していきます。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設 等	窪川四万十会館改修事業	町	
	地域文化振興施設	きらら大正改修事業	町	

10 地域文化の振興等	そ の 他	文化財保存・管理及び文化振興事業	町	
-------------	-------	------------------	---	--

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

予防保全を実施することでトータルコストの削減を図り、引き続き指定管理または委託にてコストダウンを図ります。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

太陽光発電や木質バイオマス等の町内で算出される再生可能エネルギーを増やしながら、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源で賄う地産地消を目指し、循環型のエネルギー供給システムを構築するまちづくりに取り組みます。木質バイオマスの利用促進については、町内外の需要地に対し燃料製造や原木の流通販売を推進し、地域資源循環モデルの構築を目指します。

(2) 現況と問題点

地球温暖化対策事業の実施により、太陽光発電機等のハード面は順調に推進したが、現在は頭打ちの状態です。

(3) その対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を行います。また、化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進します。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	四万十町木質バイオマス利用促進事業	町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設における再生可能エネルギーの導入にあたっては、四万十町総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

〔添付〕事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分 ※再掲

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	若者定住促進支援事業 町内に定住するための住宅を取得する40歳以下の若者に対して、補助金を交付する。	町	
		人材育成推進事業 人材育成事業として実施するプログラムに要する経費	町	
		文化的施設推進事業(文化プログラム) 文化的施設の事業として実施する教育プログラムの委託等に要する経費。	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	新規就農者定着促進事業 就農前の農家での研修支援、就農初期の営農支援等、担い手の育成を図る。〔基金積立〕	研修生 受入農家 新規就農者	
		新規就農者確保推進事業 認定新規就農者が農業経営に必要な農業用機械及び施設整備に要する経費に対し1/2以内を補助する。	町	
		環境保全型農業推進事業 環境と調和した持続的な農業生産体系の形成のため、環境負荷を軽減する取組みを支援	JA 5戸以上の 農学者で組織する団体	
		四万十川桜マラソン開催支援事業 四万十川のPRにより誘客を促進し、地域産業の活性化を目指す。〔基金積立〕	実行委員会	地域の特性を生かした事業であり、他市町村との交流人口の拡大及び地域内における多世代の交流が期待できる事、また、健康の維持・増進に資する事からその効果は将来に及ぶと考える。
		町産材利用促進助成事業 規定量以上の木材を使用した住宅建築を促進し、町産材の利用拡大を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	コールセンター等立地 促進事業 事業所の創業初期 における経営安定 化の支援により雇用 の確保を図る。	町	
		地域資源振興プロジェ クト事業(高知大連携) 四万十町の生姜栽 培土 壌の現状を明 らかにするために、 高知大学との共同 研究を実施する。	町	
		ホビー館推進事業 自然豊かな地域資 源を活用した観光 拠点として、交流人 口の拡大による地域 の活性を図る。	町	
		四万十川流域森林環 境整備事業 間伐支援事業、作 業道整備支援事 業、森林整備推進 支援事業及び緊急 間伐総合支援事業 による国庫事業、県 補助金への上乗せ を行う。	森林組合 林業事業体 生産森林組合 森林整備公社 建設業者 自伐林業者 森林所有者	
		特用林産生産体制支 援事業 歴史ある原木椎茸 生産の維持・拡大 と、木炭や栗の生産 体制の強化により中 山間地域の産業振 興を図る。〔基金積 立〕	森林組合 JA 生産者組織	
		町有林管理整備事業 町有林の健全な造 成により森林の公益 的機能を維持し、町 有林を見本として民 有林整備の推進に つなげる。	町	
		森林整備地域活動支 援交付金事業 森林整備における 地域活動を支援し、 森林の多面的機能 の確保を図る。	森林組合等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	分収造林事業 植林による山林の適 正管理を行い、森林 資源として活用する ことで林業所得の確 保を図る。	町	
		鳥獣害防止総合対策 事業 鳥獣による農林業 被害の防止を図る。	町 鳥獣害防止 対策協議会	
		自伐林業者等育成事 業 担い手育成により原 木供給の安定化と 木質資源の有効活 用を目指す。	町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	鉄道施設検査業務 定期的な検査により 鉄道施設の安全を 確保する。	町	
		橋梁点検調査業務 定期的な点検調査 により道路利用者等 の安全を確保する。	町	
		友好都市交流事業 お互いの歴史文化 を尊重し、恒久的な 友好関係の促進を 図る。	町	
		トンネル点検調査業務 定期的な点検調査に よりトンネル利用者 等の安全を確保す る。	町	
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業	町有施設等解体撤去 事業 危険な状態にある 建物等の解体撤去 により、住民の快適 な生活環境の確保 を図る。	町	
		自主防災組織育成事 業 町民の自助・共助に よる防災意識と行動 力を高め、災害に強 いまちづくりを推進 する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	乳幼児・児童医療費助 成制度 医療費の一部助成 により保健の向上と 福祉の増進を図る。	町	
		乳児・幼児健康診査 定期的な健診により 乳児・幼児の健康の 保持及び増進を図 る。	町	
		新生児聴覚検査事業 障害の早期発見に 努め、子どもの健や かな成長・発達を支 援する。	町	
		不妊治療費助成事業 医療保険が適用さ れず、高額な医療 費が必要となる不妊 治療の経済的負担 を軽減する。	町	
		地域子ども・子育て支 援事業 戸別訪問による育 児支援等により子ど もが健やかに育成さ れる環境づくりを推 進する。	町	
		24 時間電話健康相談 事業 健康や育児等に対 する不安の軽減によ り、安心な暮らしの 確保を図る。 〔基金積立〕	町	
		在宅介護手当 在宅福祉の促進に より、住み慣れた場 での安心な暮らしの 確保を図る。 〔基金積立〕	町	
		四万十町あったかふ れあいセンター事業 誰もが集える拠点施 設において、多様な サービスの提供によ り安心な暮らしの確 保を図る。 〔基金積立〕	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	妊婦健康診査通院費 助成事業 住民が町外で受診 する妊婦健診の経 済的負担の軽減を 図る。	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	青少年わんぱく学校事 業 子どもたちの豊かな 個性や能力の伸長 等の醸成を助長す る	町	
		各種文化講座等開催 事業 文化的な生活の向 上と生きがいのある まちづくりを推進す る。	町	町民等の心身の健康 維持・増進、教養の 醸成、文化的な生活 の向上を助長すると ともに年齢や性別等 にこだわらない多様 な講座や講演会など を開催し、生きがい のある文化的な町づ くりを推進する
		図書管理運営事業 職員の配置、ボラン ティア講習会等の実 施。図書の貸出返 却業務。読み聞か せ等、図書館活動 全般。	町	
		高齢者シルバー大学 事業 高齢者の健康増進と 生きがいづくりを推進 する。	町	
		総合型地域スポーツク ラブ支援事業 スポーツ活動による 健康増進と生きがい づくりを推進する。	総合型地域 スポーツクラブ	
		窪川B&G海洋センタ ー管理運営事業 B&G海洋センターを 管理する者への支援 を行う。合わせて町内 生涯スポーツの推進を 図る。	町	
		特別支援教育支援員 配置事業 通常学級での学習が 困難な児童等に対し、 適切な教育環境を確 保する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	教育支援センター運 営事業 不登校や引きこもり傾 向の児童等に対して 相談や指導を行い、 学校生活への復帰を 支援する。	町	
		放課後児童対策事業 放課後等の安心な活 動拠点を設け、子ども たちが健やかに育ま れる環境づくりを推進 する。	町	
		異校種間連携教育推 進事業 保育所・小中学校・高 校間の継続的な情報 共有により、児童生徒 の学力の向上を図る。	町	
		教育研究所運営事業 教育実践上の課題を 調査研究し、教育の振 興と充実を図る。	町	
		ICT 教育推進事業 子どもの成長に応じた ICT 教育により情報活 用能力の育成を図る。	町	
		学力向上対策事業 教職員の資質と児童 の国際的コミュニケー ション能力の向上を図 る。	町	
		地域教育推進事業 地域特性等を踏まえ、 学校毎に自主的・主体 的な活動を推進する。	町	
		学校適正配置推進事 業 人口減少社会におけ る適正な学校規模を 実現し、児童生徒の学 習環境の改善を図る。	町	
		国際交流促進事業 異文化ふれあい教室 や韓国語教室等 を実施することで、 異文化を体験し知 識を深め、異文化理 解の場を提供する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	放課後等学習支援員 配置事業 児童生徒の基礎学 力の定着や家庭学 習習慣の確立を図 る。	町	
		文化的施設推進事業 (移動図書館等) 移動図書館の運営 に要する経費。	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	移住促進事業 移住や中長期滞在 の促進により地域の 活性化を図る。	町	
		地区活動支援事業 活気ある地域の創 造を目指し、地域の コミュニティ活動を 支援する。	町	



四万十町過疎地域持続的発展計画

発行：令和3年（令和4年12月変更）／高知県四万十町

編集：四万十町企画課 TEL：0880-22-3124

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号